

相談支援事業者等に対する障害支援区分認定等に係る資料の提供に
関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第1項に規定する支給決定を受けた障害者若しくは障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）に関して、当該支給決定障害者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、適切なサービス利用計画又は個別支援計画の作成及び良質な障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの提供に資するため、市が保有する障害支援区分認定等に係る資料（以下「資料」という。）を相談支援事業者、障害福祉サービス事業者又は障害者支援施設等（以下「事業者」という。）に提供する手続きについて必要なことを定めるものとする。

(提供する資料)

第2条 事業者に提供できる資料は、当該支給決定障害者等に係る認定調査票、医師意見書、市町村審査会資料（認定調査票の調査結果を基に、厚生労働省から配布されたコンピュータプログラムにより処理することにより得た帳票をいう。）とする。ただし、医師意見書については、当該医師意見書に係る医師の同意を必要とする。

(提供申出者)

第3条 支給決定障害者等が相談支援、障害福祉サービス若しくは施設障害福祉サービス（以下「相談支援等」という。）の提供に係る契約を締結し、又は締結することを予定している事業者は、当該支給決定障害者等の同意を得た場合に限り、市長に対して、当該支給決定障害者等に係る障害支援区分認定等に関する資料の提供の申し出をすることができる。

(提供の申出)

第4条 資料の提供の申し出（以下「提供の申出」という。）をしようとする者（以下「資料提供申出者」という。）は、市長に対し、障害支援区分認定等に係る資料提供申出書（様式第1号。以下「提供申出書」という。）を提出するものとする。

2 資料提供申出者は、当該申し出に係る支給決定障害者等が相談支援等の提供に係る契約を締結し、又は締結することを予定している事業者であることを証明するために必要な書類を提出又は提示するものとする。

(資料提供ができない資料)

第5条 市長は、提供の申出に係る資料が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該資料を提供しないことができる。

- (1) 当該支給決定障害者等以外の者に係る情報を含む資料であって、提供することにより、当該支給決定障害者等以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの。
- (2) 個人の診断を伴う事務に関する個人情報であって、提供することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの。

(提供の実施)

第6条 市長は、提供申出書の提出があった場合は、前条の規定による場合を除き、速やかに資料提供申出者に対し、提供の申出に係る資料を当該資料が記録されている文書の閲覧の方法により提供するものとする。ただし、市と事業者との間で資料の取り扱いに関する覚書(様式第2号)を取り交わした場合にあっては、資料の写しを交付することができる。この際、事業者は当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 前項の規定により閲覧をしようとする者は、自己が提供の申出をした事業者の従業者であることを証明するために必要な書類を提出又は提示しなければならない。

3 市長は前1項の規定による資料の提供をする場合において、当該提供に係る資料に医師意見書が含まれているときは、あらかじめ当該医師に対し、医師意見書回答書(様式3号)によりその意見を聴くものとする。

(提供を受けた者の遵守事項)

第7条 資料の提供を受けた者は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

(1) 資料を第1条に掲げる目的以外に使用しないこと。

(2) 資料を支給決定障害者等の同意を得ることなく、当該支給決定障害者等以外の者に知らせ、利用させ又は提供しないこと。

(3) 資料の提供を受けた者の従業者又は従業者であった者が、前2号の事項を遵守するよう必要な措置を講ずること。

(4) 資料の漏洩、毀損、滅失及び改ざんの防止その他適切な管理のため必要な措置を講ずること。

(5) 資料を保有する必要がなくなったときは、速やかに当該資料を廃棄すること。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(様式第1号)

障害支援区分認定等に係る資料提供申出書
(事業者用)

年 月 日

船橋市長 あて

(申出者) 事業者・施設名 _____

所在地 _____

電話番号 () _____

閲覧者氏名 _____

障害支援区分認定等に係る資料について、次のとおり提供の申し出をします。

障害者等	氏名		受給者 番号											
	住所													
提供を希望する 文書の名称	<input type="checkbox"/> 認定調査票(基本調査) <input type="checkbox"/> 認定調査票(概況調査) <input type="checkbox"/> 認定調査票(特記事項)													
※□の中にレを 記入して下さい。	<input type="checkbox"/> 医師意見書 <input type="checkbox"/> 市町村審査会資料													

《支給決定障害者等同意欄》

※1 介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書に資料の提供について既に支給決定障害者等の同意があるときは記入する必要はありません。

私は、上記の申出者に船橋市が保有する私の上記文書に記録されている資料を提供することに同意します。

年 月 日 支給決定障害者等氏名 _____

※2 申し出の際は、次に掲げる書類を提出又は提示して下さい。

(1) 申出者が支給決定障害者等と契約を締結し又は締結することを予定している事業者又は施設であることを証明するために必要な書類。(相談支援等の提供契約書等)

(2) 閲覧者が申出者の従業者であることを証明するために必要な書類(従業者身分証明書)

[処理欄] 記入しないでください。

申出者確認内容 相談支援等の提供契約書等 従業者身分証明書

その他 ()

(様式第2号)

覚 書

船橋市(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)とは、甲の保有する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害支援区分認定等に係る資料(以下「資料」という。)の提供に関して、次のとおり覚書を取り交わす。

(提供できる資料)

第1条 甲が乙に提供できる資料は、支給決定障害者等の障害支援区分認定等に係る認定調査票、医師意見書、市町村審査会資料とする。ただし、医師意見書については、当該医師意見書に係る医師の同意を必要とする。

(提供申出者)

第2条 乙は相談支援、障害福祉サービス若しくは施設障害福祉サービスの提供に係る契約を締結し、又は締結することを予定している支給決定障害者等につき、当該支給決定障害者等の同意を得た場合に限り、甲に対し、当該支給決定障害者等に関する資料の提供の申し出をすることができる。

(提供の方法)

第3条 資料の提供の方法は、当該資料が記録されている文書の閲覧又は写しの交付の方法により、写しの交付による場合は、乙は当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(遵守事項)

第4条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 資料を当該覚書を規定する要綱第1条に掲げる目的以外に使用しないこと。
- (2) 資料を支給決定障害者等の同意を得ることなく、当該支給決定障害者等以外の者に知らせ、利用させ又は提供しないこと。
- (3) 資料の提供を受けた者の従業者又は従業者であった者が、前2号の事項を遵守するよう必要な措置を講ずること。
- (4) 資料の漏洩、毀損、滅失及び改ざんの防止その他適切な管理のため必要な措置を講ずること。
- (5) 資料を保有する必要がなくなったときは、速やかに当該資料を廃棄すること。

(補則)

第5条 この覚書に定めのない事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この覚書の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 船橋市湊町2丁目10番25号
船橋市
船橋市長

乙

(様式第3号)

医師意見書回答書

年 月 日

船橋市長 あて

医療機関名称 _____

医師氏名 _____

年 月 日付けで貴職より照会のありました支給決定障害者等に係る「医師意見書」に記録されている個人情報の資料提供について、下記のとおり回答いたします。

記

該当する番号を○で囲み、必要な事項をご記入下さい。

1. 支障がない

2. 支障がある

(支障がある場合は、その理由を以下にご記入願います。)

※ 複数人の回答をする場合は、本票に記名の上、別紙回答書と併せてご返却願います。
